

本としました。

防災都市づくりの推進

通信手段の確保と市民への情報伝達
災害時の情報発信・収集に重要な役割を果たす防災行政無線統合システムを整備し、平成17年から運用を開始しています。未整備の鳥取・国府地域については、デジタル方式の防災行政無線を整備するとともに、他の地域については、鳥取・国府地域と同様な方式で計画的に更新することとしています。

このほか、市民への災害に関する情報の伝達手段、方法をより充実します（防災行政無線、ホームページ、配信メール、放送事業者との連携など）。

災害時に即応できる 防災体制の整備

応急体制の整備
合併による市の組織改編に伴い、災害対策所掌事務を整理し、災害対策本部に統括部を新設するとともに、総合支所を災害対策支部として位置付け、各部署が横断的かつ有機的な連携のもと、その機能を十分に発揮できる応急体制の整備を行い、機能の強化を図りました。

本庁と総合支所の連携
総合支所管内で、重大な災害が発生した場合、本庁職員を派遣して応急対策を進めていく、災害時緊急支援体制を整備し併せて、各総合支所間の連携体制を整備しています。



災害対応マニュアルの作成

「風水害対応マニュアル」および「地震対応マニュアル」を新たに作成し、風水害および震災の初動対応について、迅速かつ的確に応急対策を実施するよう定めています。

市民の協力による 防災体制の推進

地域防災力の強化

市民のみならず地域での防災力の向上を図るため、防災知識・技術の普及をより推進していきます。また、災害が同時に多発的に発生する大規模災害を想定し、市民や事業所のみならず、平常時および災害発生時に実施すべき活動を整理し、「自らの安全は自ら

守る」という「自助」、「共助」の市民活動の原点に立つて、積極的に地域の防災活動へ関わり協力していただくことを明示しています。

地域防災組織の育成・強化
合併に伴い、消防団組織を統合し、地域防災力の強化を図りました。また、自主防災組織（会）の育成・支援を充実していきます。

災害時要援護者への支援
在宅の要介護高齢者や障害者などの、いわゆる災害時要援護者には、災害発生時の情報提供や避難誘導などの面で十分な配慮が必要であり、「災害時要援護者支援制度」を十分活用しながら、その対策を講じることにしました。

ご意見のあて先、
資料の配置場所は
こちらです！



危機管理課
堀 哲男 課長

提出方法 様式は問いません。住所・氏名・電話番号を明記のうえ、郵送、ファクシミリ、電子メール、持参のいずれかで

資料配置 市役所本庁舎1階総合案内所 / 市役所本庁舎4階危機管理課 / 市役所駅南庁舎1階総合窓口 / 各総合支所地域振興課 市ホームページ（25ページ参照）にも掲載しています。

提出期限 5月15日（月）必着

提出・問い合わせ先
市役所本庁舎危機管理課

☎ (0857) 20-3127

☎ (0857) 20-3040

電子メール

kikikanri@city.tottori.tottori.jp